平成２４年（フ）第２１８３号
東京都板橋区蓮沼町38―５―606
債務者　阿部田米夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１８４号
東京都板橋区蓮沼町38―５―606
債務者　阿部田孝子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１８６号
東京都目黒区柿の木坂３丁目３－４
債務者　飯野　　豪
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　憲寿
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３０５号
東京都渋谷区代々木５―22―７　町田方、住民票上の住所東京都港区赤坂７丁目２―28
債務者　山崎　文康
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀　成之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２１号
千葉県柏市花野井627―99
債務者　小林　久士
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　貞行
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５９８号
東京都千代田区内神田１丁目４－６
債務者　村松　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　佑子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２５号
東京都世田谷区東玉川２丁目39―14―508
債務者　鈴木　密義
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　盛　　太輔
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９５号
東京都板橋区大谷口北町47―２―201
債務者　澤　　治
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠木　大輔
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８４７号
札幌市白石区菊水５条３丁目３番18号　コーポ福家１階右
債務者　吉田　　勲
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７１号
札幌市東区北７条東３丁目16番地　タウンローヤル73―701
債務者　高橋　利幸
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９４号
札幌市西区西野７条９丁目４番17号　ロジュマンＫＡ―102号
債務者　高橋　正勝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１７号
北海道江別市野幌若葉町１番地の５　長谷川マンション103号室
債務者　熊谷　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１８号
北海道江別市野幌若葉町１番地の５　長谷川マンション103号室
債務者　熊谷　千鶴
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
札幌市南区澄川３条１丁目９番72号　グリーンハイツＣ201号
債務者　別所　久子（旧姓神）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
札幌市中央区北１条西28丁目５番１―201号
債務者　森元　優子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部